

総務産業委員会報告書

平成28年3月8日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 田 原 隆 雄

平成28年3月8日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第3号 平成28年度備前市土地取得事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第4号 平成28年度備前市三石財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第5号 平成28年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計予算	原案可決	なし
議案第16号 備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第17号 備前市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第18号 備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第20号 備前市人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第21号 備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第23号 備前市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第24号 備前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第25号 備前市一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第26号 備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし

議案第38号 備前市吉永町集会所設置条例を廃止する条例の制定について	原案可決	なし
議案第43号 備前市行政不服審査会条例の制定について	原案可決	なし
議案第44号 備前市職員の退職管理に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第45号 備前市立備前焼ミュージアム美術品購入基金条例の制定について	原案可決	なし
議案第52号 平成27年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第53号 平成27年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第54号 平成27年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	なし
議案第63号 備前市過疎地域自立促進計画の策定について	原案可決	なし
議案第64号 備前市防災行政無線施設(デジタル移動系)整備工事の請負契約の変更について	原案可決	なし
議案第65号 財産の無償譲渡について	原案可決	なし
議案第66号 財産の無償譲渡について	原案可決	なし
議案第67号 財産の無償譲渡について	原案可決	なし
請願第7号 「中国」の呼称の適正化を求める請願	継続審査	—

<所管事務調査>

- 庁舎管理について
- まちづくり応援基金(ふるさと納税寄附金)繰入金充当事業について
- 備前焼ミュージアム及び日本遺産認定について
- 電力の自由化について
- 市庁舎移転及び旧アルファビゼン問題について

<報告事項>

- 共同設置する監査委員事務局に関する協定書について(監査事務局)

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第16号の審査	2
議案第17号の審査	5
議案第18号の審査	6
議案第20号の審査	7
議案第21号の審査	7
議案第23号の審査	7
議案第24号の審査	8
議案第25号の審査	9
議案第26号の審査	14
議案第43号の審査	15
議案第44号の審査	15
議案第45号の審査	16
議案第63号の審査	16
議案第64号の審査	17
議案第65号～議案第67号の審査	18
議案第38号の審査	23
議案第52号の審査	23
議案第53号の審査	23
議案第54号の審査	24
議案第3号の審査	24
議案第4号の審査	24
議案第5号の審査	25
請願第7号の審査	25
報告事項	25
所管事務調査	27
閉会	39

総務産業委員会記録

招集日時	平成28年3月8日（火）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後5時13分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第1回定例会）の開催		
出席委員	委員長	田原隆雄	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		尾川直行
		掛谷　繁		西上徳一
		石原和人		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	有吉隆之	秘書広報課長	藤田政宣
	危機管理課長	大岩伸喜		
	総合政策部長	藤原一徳	企画課長	佐藤行弘
	総務課長	高橋清隆	財政課長	河井健治
	契約管財課長	尾野田瑞穂		
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所長	高山豊彰
	会計管理者	金井和字	監査事務局長	中野新吾
傍聴者	議員	守井秀龍	立川　茂	山本　成
		森本洋子	星野和也	
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○田原委員長 おはようございます。

出席者は全員です。定足数に達していますので、これより総務産業委員会を開会します。

今回の進め方についてはお手元へ配付しておりますように、まず総務産業委員会を開会して議案の審査を行った後休憩をとり、予算決算審査委員会総務産業分科会を行います。分科会閉会后、再度総務産業委員会を再開して所管事務調査に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、市長室、総合政策部、会計課、監査事務局ほか関係の議案審査に入ります。

***** 議案第16号の審査 *****

議案第16号備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案書の2ページをお開きください。

質疑を希望される方、どなたからでもどうぞ。

○尾川委員 条例を改正して、組織を変えるという一番の狙いは何か。

○河井財政課長 このたびの機構改革については、ふるさと納税の想定件数、現在は一つの係で一つの事務として行っていますが、その域を超えているという状況になっています。それと、新たに4月から企業版のふるさと納税がスタートし、こちらのほうはまたトップセールス的な部分も多々出てくると思うので、そういった関係から新たにふるさと寄附課を立ち上げ、市長室へ配属するというのが一番の狙いです。

○尾川委員 2番目は何か。10番まで言ってください。

○河井財政課長 順番をつけるのもなんですが、まち創生課の人口減対策、総合戦略関係ですが、そちらを企画課へ移して、このたび新年度から総合計画等の見直しが始まってまいります。そういったものとあわせて他の計画等と整合性を図りながら、総合戦略を実行に移していくという部分で企画課へ定住部分とあわせて配置がえをしています。

あとこれは条例の中ではないですが、係のほうで地域おこし協力隊が新年度から、今現在9名だと思ふが、市内で活動をされています。この地域おこし協力隊の方々を4月から17名に増加する予定です。29年度は初年度に来ていただいた2名の方の一応任期が終わるということになります。ですから、こういった方の定着というものもまた目指して、地域おこし協力隊については人数もどんどんふえている状況の中で、係として新設するというものです。

一般質問等でもあった空き家対策のほうは28年度で市内全域の空き家実態調査を予算化しています。それとあわせて、解体の補助というものも新たに打ち出していく予定にしているので、空き家対策の新たな係を設置しています。

○尾川委員 そのくらいでよろしいですが、結局、個人的にはふるさと納税もですが、やはり人口減対策が喫緊の課題だと思う。今説明があった事項だけですが、要するに配置要員はどのように考えているのか。例えばふるさと納税、今4つ話が出たが、どこかをふやす、全体をふやすわ

けではないわけでしょ、これは。ということは、どこかへ集中してどこかを削るということになると思うが、そういう面で市民サービスの低下についてどのように考えているのか。まずはふるさと納税について、何人担当で、兼務ですか、それとも専従ですか。

○河井財政課長 ふるさと寄附課については、基本的には専従を張りつける予定です。ただ、人事については今後の動きになるが、あと予算的には単純な事務量が、件数がかかなり来ますのでかなりボリュームを占めます。ですから、臨時職員の賃金をふるさと寄附課については多く持っています。

このたびの機構改革で係の統廃合も行っているので、兼務なり、1人係というものを極力解消して、人員配置が可能となるように努めています。

○尾川委員 今臨時雇いするという説明があったので、専従が何人で、臨時職員は何人か。予算措置しているはずだから裏があるはず、そういう説明をしてください。

○河井財政課長 専従としては、ふるさと寄附課については課ですから課長は専従になると思います。それから、個人版、企業版係ですが、こちらは現状では最大配置でも1人係というふうには思っています。臨時職員については一応10名予算化しています。ただ、実施方法が臨時職員で対応するかどうかというのは新年度中にまた見直しがあると思います。

○尾川委員 臨時職員10名で予算化しているということだが、ふるさと納税の金額、予想で70億円だったか、その辺で仕事量を把握して予算化しているということだが、その採用はいつごろから予定しているのか。

○河井財政課長 採用については、新年度入ってすぐに新年度からのふるさと納税の実施方法を検討して、臨時職員を何人にするか決定していく、予算化は10人しているが、当面は10人必要ないと思います。現在、2月の状況等数字を見ると、そこまでの人数は要らない。昨年の実績を見ると、やはり10月から12月、1月、こういった時期にかなりのボリュームで件数が集中してきているので、ポイントを置いてという採用になってくると考えています。

○尾川委員 今も業務を進めているわけでしょう。その人らの採用というのはどう考えているのか、それとも新たな人を考えているのか。要するに長期にできるだけ雇用するということは安定するし、その雇用に当たってもいつも話が出ている備前市内の住民を採用するようにしてほしいと。市民の鋭い指摘があるので、臨時の雇用は大したことはないという感覚かもわからないが、それまで配慮して成績の悪いのを採れというわけではないが、そこまで配慮して、本当に細かいことをやらないと大きな話をしていても前へ行かないと思うから、その辺の配慮をしてほしいと思うが、所見をお伺いします。

○河井財政課長 ふるさと寄附課については、今2人臨時職員がいるが、1人は継続という見込みです。お一人は、御本人の都合によりここで退職され、新年度についてはまた新たな雇用になると思います。臨時職員は、ハローワーク等で募集をかけながら、余り狭い条件というわけにもなかなかいかないが、そういった形を配慮しながら雇用には努めてまいりたいと考えています。

○掛谷委員 今のふるさと寄附課、ちょっと企業版で気になるのが、これは内閣府ですか、いわ

ゆる企業版をやるといふことがあるが、これは閣議といふか、絶対やるといふのはもう示されていたかどうか。私も、菅官房長官が述べられたことを聞いているが、そういう通知なり決定といふのは来ているのかといふことをお聞きしたい。

○佐藤企画課長 企業版のふるさと納税の制度については、地方税法と地域再生法の2つの改正が今国会で議論されているところです。それが可決されたならば、この制度ができるということになっています。

○掛谷委員 まだ決定ではなかったと思います。そうすると、否決することは恐らくないとは思いますが、通ったらこういうことになるということでしょう。

個人版と企業版で、今回個人は12月に殺到した、もうすごいことになっているが、やってないので、企業版はわかりませんが、ピークはやはりそんなところとお考えになって今から準備をしていくということでしょうか、教えてください。

○佐藤企画課長 企業版のふるさと納税については、ピークがいつごろかといふのは余りピークといふのはないと考えています。

地域再生計画といふものを内閣府に出して、認定されたらその認定された計画事業に対して寄附を募集するといふ仕組みになっているので、地域再生計画の提出といふのがまだ内容は示されていないので、これから準備をしていくという段階です。

○掛谷委員 となると、法案が通って来年度予算へ入ってきて、実際に動き出すといふ夏以降、秋に実際はなるのか。

○佐藤企画課長 スケジュールについては、夏以降になるといふのも今のところはわからない状況です。

○掛谷委員 もう一点。組織図、まち営業課の中でブランド観光係からおもてなし観光係に今回名前が変わっています。名前を変えただけで中身は一緒のようにも思えるし、どう違うのか。ここではブランドといふのが消えているので、どこに移行するのか、おもてなし観光係とは一体何をされるのか、従前とどう違うのかよくわからないので、教えていただきたい。

○河井財政課長 まち営業課のブランド観光係のおもてなし観光係への名称変更ですが、地域の誇りと愛着に基づくおもてなしの推進といふことで、備前に観光に来ていただく方へのおもてなしを重視した施策を展開するといふ意味合いも込めて、ブランドといふのではなく、おもてなしといふ名称に変更しています。

○掛谷委員 年々思いついたようないろんな係をつくっていて、1年間でしたか、ブランド観光係のブランドの効果といふか、何か目に見えるような形ができて、次におもてなしへ行くのか、その辺しっかり頑張ったからもう次へ行くといふ話なのか、ブランド観光は余り必要ないから変えたのか、この辺が何か生まれてはすぐ消えていくように思えてならないが、どうでしょうか。

○河井財政課長 ブランド観光係は、昨年度東京アンテナショップなり、東京、関西、名古屋でいろいろ事業展開をして、備前焼、カキ、備前市の海産物等の販売PRといふものに努めていただき、東京アンテナショップ等での一通りの事業展開の道がついたといふ意味合いもあるので、

一応ここで名称を変更させていただいています。

○掛谷委員 おもてなし観光係は何名か。ブランド観光係から引き続き同じ人がやられるのか。

○河井財政課長 今現状3名で、そのままの体制ではなかろうかと思います。

○尾川委員 今の市長になってから名称が何回も変わっている。どのくらいの費用がかかり、効果がどの程度あるのか、目移りしていいかもしれないが、市民はどこへ行けばいいのかわからない、担当がわからないというような混乱というのは結構聞いていると思うが、その辺市長にちゃんと意見を申し上げているのか。例えば会社の名前を変えると大ごとだけど、これ大したことはない、どうせまた変わるから適当に、そう本気でゴム印をつくらなくてもいいし、どのくらいと思っているのか。

○河井財政課長 庁舎内の看板等については手づくりですので、さして費用的なものは発生していません。ただ、係名が変わるとゴム印、今御指摘のように封筒に押すゴム印とかは若干消耗品費で追加の費用が発生している部分があると思います。また、庁舎内の電話の移設等の費用、こういったものがある程度機構改革をやれば発生しています。

○尾川委員 数値にして見せてあげたらどうですか、一遍。変えるのも確かに目先が変わりいいと思う、気分転換でね。だけど、これだけの税金を使っているということ、やはりそれだけの費用がかかっているという認識をしてもらって、そういうこともやはり金額がどのくらいかかっているのかわからない。そういう問題があつて、結構細かいことを言えばあると思う、重箱の隅をつつくわけではないが、そういう感覚も持ちながらやっていくということも。

それから、編成変えて重視するところはしないといけないのはよくわかるが、名前を変えてまでいけばいいのかよくわからないが、そのあたりまた数字を教えてください。

○田原委員長 いかがですか。

○河井財政課長 経費のほうはまた改めてお知らせします。（後刻答弁あり）

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第16号の審査を終わります。

***** 議案第17号の審査 *****

議案第17号備前市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案書5ページをお開きください。

どなたからでも、ありませんか。

○尾川委員 審査法の改正により、不服申し立てを審査請求に改めると、どういう意味ですか。

○高橋総務課長 内容については、細部説明にも書いているとおり、不服申し立て及び異議申し立てというのが原則審査請求という呼び方に変わるというものです。不服申し立てをする、異議申し立てをするという内容が変わったということではございません。

○尾川委員 その名前を変えたという意味が、審査請求に一元化されたという理由について聞いている。名前が不服申し立てから審査請求になったのはわかるが、なぜこの時期に一元化をしたのかという意味を聞いている。

○高橋総務課長 この上位法の改正については3点ほど意味があり、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点を踏まえた上でこの改正に至っています。

内容については、審査請求をすることができる期間が2カ月から3カ月に延長されるといったことがなされています。言葉については、この際審査請求に一元化するという事で統一を図られたということです。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ってよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第17号の審査を終わります。

***** 議案第18号の審査 *****

議案第18号備前市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案書13ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終ります。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第18号の審査を終了します。

***** 議案第20号の審査 *****

議案第20号備前市人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案書23ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

以上で議案第20号の審査を終了します。

***** 議案第21号の審査 *****

議案第21号備前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

25ページをお開きください。

○石原委員 8条の3の説明が25ページに載っているが、(2)小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であって、規則に定めるものとあるが、その規則というのはどのような規則なのか。

○高橋総務課長 ここで言う規則で定めるもので想定されるのが、放課後児童クラブや介護においてはデイサービスの出迎え、見送りなどを想定しています。

○田原委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第21号の審査を終了します。

***** 議案第23号の審査 *****

議案第23号備前市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

議案書 3 1 ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第 2 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第 2 3 号の審査を終了します。

***** 議案第24号の審査 *****

議案第 2 4 号備前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

いかがでしょうか。

○山本委員 これは結局国が変えたからうちが変えるということか。

○高橋総務課長 これは国の国家公務員の一般職の職員に関する人事院勧告が 2 7 年 8 月に勧告されています。それを受け、国のほうで 2 8 年 1 月 1 9 日にその法律が可決されたことを受けて、備前市職員もこちらの条例を提案させていただいているということです。

○山本委員 国から来たのはすっとするのか。

○高橋総務課長 昨年の人事院勧告においては、ボーナス、期末勤勉手当の支給が 1 2 月 1 日にして、初日に上程して即決をいただいたことはあるが、そのときは国ももう既に法律が変わっていたので、その時点ですべて出させていただきましたが、今回については国の改正が 1 月にずれ込んだこともあり、この議会に提案をさせていただいたということです。

○掛谷委員 細部説明では平均 0. 3 6 % 引き上げと書いているし、若年層に重点を置きながらということになっており、よくわからないが、一体若年層というのはどこからどのあたりのことを指して言っているのか、わかれば教えていただきたい。

○高橋総務課長 明確に年齢で何歳から何歳までというところはないが、傾向を見ると一般職で言うと 1 級から 3 級までが若年層、それから高いところを言うと 6 級以上が高いところということになるかと思えます。

○掛谷委員 そういう言い方しかできないと思うが、たしか 3 9 5 人が対象、全部と聞いているが、そういう意味では 3 9 5 名の中で 1 級から 3 級の方々は大体 3 分の 1 ぐらいはいるのか。

○高橋総務課長 若年層のほうが少ない傾向です。4 分の 1 程度になるかと思えます。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第24号の審査を終了します。

***** 議案第25号の審査 *****

議案第25号備前市一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案書は63ページです。

いかがでしょうか。

○尾川委員 どのような方に幾ら出すと具体的に書かれているが、この率というのはどのくらい、平均的と、それから事務補助員、用務員及び作業員というのはどのくらいのアップになっているのか。

○高橋総務課長 職種によりこちらも人事院勧告に基づいて各職種から比準したもので数字を置きかえさせていただいています。引き上げ率については職種により違うが、おおむね0.2%から1.5%あたりでおさまっています。

○尾川委員 それで、今上がった金額は、この辺の備前市のこういう仕事というのはイコールはないかもしれないが、その金額差というのはどの程度、そういう把握はやっているのか。

○高橋総務課長 通常、人口規模の大きい人事委員会を持っている団体については、地元の事業所を調査して比較しながらその人事委員会が答申を出すというのが流れになるが、やはり小規模団体については国の人事院勧告を、岡山県でももうほとんどが人事委員会を持っていないので、国の人事院勧告を基準とした改正にしています。

○尾川委員 例えば事務補助員、用務員及び作業員は月額14万5,700円だが、これは世間相場からいえばそこそこなのか。

○高橋総務課長 岡山県の最低賃金が今735円です。この改正後の時間単価を見ると940円ですので、この地域のあたりの標準的な時間単価というものは、ちょっと比較資料は持っていないが、そういうところから比べても比較的適正な価格で設定できているというふうに思います。

○尾川委員 この辺の高いと言っているわけではないが、いろいろこの労働市場でどういう状態なのかというのをたまには、やはりそういう物差しも持ち、0.2から1%はあれですが、ある程度高くしないといけないし、その辺をよく見ながら見定めてやっていただきたいと思う。

○高橋総務課長 ハローワークの方ともその協議をするような時間もございますので、そのあたりも情報をいただきながら検討してまいりたいと思います。

○山本委員 職種によりいろいろなのかもしれないが、高い人で千四、五百円上がって、安い人は二、三百円というような感じになるのか。

○高橋総務課長 月額で言えば、1, 100円から2, 500円ぐらいの間になるかと思いません。

○山本委員 0. 2でそんなになるのか。0. 2から1. 5%ほどと言われたかな。

○高橋総務課長 特に上がり幅が高目に設定されているのは、もともとライセンスを持っておられる、資格を持っておられる職員の方の基本給自体が高いので、同じ率を掛けても金額に直すと差が出てくるという状況です。

○川崎副委員長 この臨時職員の月額の一覧表を見ると、安全安心担当官、元警察官だから24万円という飛び抜けて金額が大きい気がする。その他の運転手も今事故を起こして大問題、社会問題になっています。そういう意味では、20万円以下の金額で健康維持なり生活管理ができて、子供たちが安心して、また市民が安心して、事故なく運べるのか。元警察官の給与が高いからこういうことになるのか、別に犯罪者を追及する刑事とは違うと思うので、こういう金額ならほかのところももう少し、介護関係とか図書館司書なんか18万円ということだが、もっともっと給料を上げて優秀な図書館司書に来ていただくという発想ですか、国の右に倣えかどうかわかりませんが、我々現実の生活の視点から見ると高くしないところが高くなっていて、もっと重要視すべきところが低いという、この一覧表を見ると率直に感じるが、その辺の捉え方はどう理解したらよろしいのか。

○高橋総務課長 委員おっしゃることも非常によくわかります。ただ、この職については、やはり行政対象暴力等も担当していただくこともあり、この金額を決定する際にどのようなところを基準にしていくのかというところで検討した結果、県における再任用をされた場合の最低賃金といますか、そこを参考にして決めたという経緯はございます。

○川崎副委員長 上級機関に倣えということらしいが、現実にはいろんな職種の臨時職員が書かれているが、市が募集する場合こういう賃金で十分募集人員はそろっているのか。定員割れになる職種はないのかどうか、確認の意味でお聞きします。

○高橋総務課長 職種によってはやはり母数自体がもう少なくなっている職が見受けられるので、先般11月の議会においてもっと柔軟な任用をするために、任期付きの少し給料の高目の設定をしていただいた条例を通していただいたということもあります。ですので、募集に対して今後正職に関してもそういう職が出てきているので、臨時においてはこれから募集しても応募がないという状況は十分考えられると思います。

○川崎副委員長 応募が考えられるのではなく、現実には今募集をかける中で定員に足りないという職種はないのか、あるのかという質問です。

○高橋総務課長 今、募集をしている職については充足できていると認識をしています。

○掛谷委員 今回の人事院勧告でも0. 34でしたか、それとここでは0. 2%から1. 5と幅が広いが、例えば64ページに保育教諭、保育士及び幼稚園教諭、月額が16万6, 100円とある。臨時職の場合はこうだと。聞きたいのは、これは臨時だから正の保育教諭、また幼稚園教諭というのは平均でどれぐらいの額をもらっているのか。どこと比較するかが問題だが、どれだ

けの差があるのか。臨時の人が正職につくことはなかなか難しいと思うので、それがずうっと続くわけですね。一生涯とは言えないが、どれぐらい差があるのか、ちょっと教えていただきたい。全部言うと大変なので、保育士とか幼稚園教諭とか、一般的な。

○田原委員長 初任給だけで比較すればいいですね。

○掛谷委員 そうですね。

○高橋総務課長 28年度の一般会計当初予算の194ページに学歴ごとの職種の比較の初任給を載せています。

○掛谷委員 保育士、幼稚園教諭というのはここで言えば教育職になるわけですか。

○高橋総務課長 おっしゃるとおりです。

○石原委員 63ページの一番下に事務補助員（チャレンジ雇用）とあるが、チャレンジ雇用なるものについて御説明いただければと思います。

○高橋総務課長 チャレンジ雇用と言うのは、厚生労働省で規定している雇用で、知的障害者と言われる方の就労支援という意味で、1年から3年の業務経験を踏まえて一般企業等へ就職をつなげていくという制度です。

○石原委員 多岐にわたり金額が掲載されているが、これ備前市のあくまで決まり事でしょうが、例えば、こういう金額についてもろもろ近隣の同規模自治体あたりと比較などはされずにもう備前市独自ということで、大体これぐらいか、同規模自治体も。

○高橋総務課長 100円単位まで合うかどうかは別として、ほぼ同規模です。

○石原委員 その中で、昨日も厚生文教委員会でも出ていたが、この中にもあるが、保育関係、そういう職種の方の待遇改善なども一つ大きな課題ということで、意見というか、希望ですが、こういう職種の中でも今回はこういう形で提案されているが、今後に向けてメリハリをつけたり、しっかり子育て支援をうたって取り組んでいくのであれば、通われる方に対しての支援のみならず、こういう場で働く方々に対しても保育、介護、福祉であったりというところで頑張っている方に対して少しでも待遇面でしっかり配慮いただけるような方向で、今後御検討いただければと思います。お願いをさせていただきます。

○高橋総務課長 市として何を重点施策として取り組んでいくか、そしてその人員を確保するためにどのような方法が、手段がとれるのかという一つとして、賃金についても当然考えていくべきことだと認識しています。

○尾川委員 今さっき県の再任用の最低賃金を参考にして設定したというふうに聞いた。大体1,000万円の8掛けで800万円、6掛けで600万円、そういう相場がある。この場合、こういう数字でこれから先、市として必要かどうかというのはちょっと疑問として、この県の再任用の最低賃金というのはどのように認識しているのか。

○高橋総務課長 県の再任用の最低賃金というのが、県の行政職給料表の2級で、クラスという主任級というところに再任用というのを想定しています。

○尾川委員 そのくらいにしておいて、後々、65歳だと思ふ、大体最後が、雇用期間は。これ

からは延びていくかどうかわからないが、現給保障昔はあった。こういう数値で今後本当充足できるのか、ちょっと今話を聞いて、大体課長クラスだからね。課長クラスといえば1,000万円超えるよ、大体。その6掛け、8掛けといえばもう数字が出てくるわけ。それをどう備前市として認識して、今後どうするかというのを。例えば60を過ぎてならこれでもおかしくないかもわからないが。

○高橋総務課長 現在、岡山県警とも安全安心担当官については県警の人事担当の方とお話をさせていただきますが、まず現役での派遣はもう認めていただけません。したがって、今回このような再任用の設定ですので、退職された後の方というところでの金額の設定ということにさせていただきます。

○山本委員 このチャレンジというのは、うちは法律に適合しているのか。5人使わなければいけないとかというのがあるのではないか。

○高橋総務課長 チャレンジ雇用での法定人数は定められていないが、全体的な障害者の雇用率というのは組織全体としての目標設定がございます。

○山本委員 きのおだったか、おとついただったかしていたが、やはり全然してくれないというような、コンピューター系統みたいなどころにはむちゃくちゃ雇用してくれる企業もあるというたりして名前を言っていたが、割と役所は建前でいいようには言ってくれるけど、実際にはと言よりましたな。うちは、合致しないといけん、法律で決められている分の、体の不自由な人の雇用といえば、そこらは備前市の場合はどうですか。

○高橋総務課長 当然、職員の採用ということもあるが、備前市の障害者施策の一部としてもこの制度は活用していると考えているので、今後もできる限り要望があればお受けすることで進めてまいりたいと考えています。

○川崎副委員長 いろいろ意見が出たが、安全安心担当官、退任した方しか来ていただけないということで高いということだが、最低730円、940円ということで時間単位が出ている。1,000円以上は介護予防プランナーの1,230円、保育教諭の1,070円。それから、教育支援員が1,090円から2,700円ということで結構単価の幅があるが、国のほうも最低賃金を1,000円にしたらどうかと、物価上昇率2%をやると言っているが、発想がもともと物価上昇指数を上げるために賃金を上げるというような逆転発想では、本来はやはり労働者の生活を守るという意味で私は940円中途半端より、せつかく国も言っていることだから全部が一律できないならせめて、全ては子供たちというのであればやはり学校関係、保育関係は時間単位1,000円ぐらいに上げて、かわいい子供、未来を担う子供たちを大切に、パートの方も働きがい、やる気を持たす意味でもそういう努力が一つ必要ではないかと。

それから、資格ある人は結構いいが、一挙にそこまでいなくてもやはり学校支援員とかなんとかということで事務職員含めて1,000円が1,500円とか。やはりヨーロッパの正職員よりも臨時職員のほうが時間単価は高いと。私はそれが当たり前ではないかと。正職員ではできないから臨時職員、パートを雇って補ってもらうということであれば、同じ仕事をしているわけ

だから同一労働、同一賃金で言えば一切の手当、有休、ボーナスもないという中ではやはり時間単位を1.2とか1.5倍にしていくという姿勢を、備前市今いろいろな施策をやっているの、そういうこともやれば備前市に住めばパートでも非常にいい単価で働ける、職場を提供してもらえると、やはりそういう見本を見せる意味でもこの人口定着、人口減少ストップの意味でも私はぜひ最低賃金、国も呼びかけていることだから、率先して最低1,000円に上げ、より必要な職場については1,200円、1,500円と、やはり上げていくことが必要だと。上がこうだからそれに右に倣えという発想では今だめだというのは地方創生の原点でしょ。

今回の予算でも、若者定着、子育て支援ということをやっているが、賃金面を見れば右に倣えで無難に済まそうという発想では、私は若者の定着も最近発表された県下の各市町村を見ても備前市は結構いっているのかなと思うたら、余り成績のいい移住者の数ではなかったです。確かに土地がないこともあってなかなか入りにくい、アパートも今もうほとんど民間はきのうの情報でしたか、いっぱいだということを知っています。

そういう中でもやはり賃金が上がれば無理してでも新築で頑張ろう、空き家を買って頑張ろうという若者が、やはり来てもらうのに最初から正職員になれる方というのは少ないわけだから、まずパートでも奥さんなり、旦那が働きながら正職を目指すとか、また民間でもより高い賃金のところへ努力して頑張ってもらいたくとか、そういうきっかけというのはやはりこういう基本的な賃金体系の基本の部分から決まってくるという考え方を私は持っているの、国も1,000円にしようというのだからそれに照応して何も県下で一番最後に列を並べるのではなく、先頭を切ってそういうことをやるということは住みやすい、住み続けたい備前市という意味でも非常に価値のある賃金体系になると思う。いかがでしょうか、そういう考え方はできませんか。

○高橋総務課長 もちろん備前市内では多くの従業員を抱える一事業所として取り組むべき課題だとも思っているし、ただこれも備前市役所、一事業所だけがそうなるというよりも、民間企業も含めた統一の課題というふうには思っています。したがって、当然毎年他の15市との比較はさせていただいているし、そこで今後やはり地方創生に絡めてどういうところに重点的に投資をしていくかという考えの中で今後検討をさせていただきたいという課題であると認識しています。

○川崎副委員長 今の発言ではなかなか公務員の給与というのがその地域の平均的、標準的な給与体系の基礎をなすという考え方が抜けているように思う。やはりそれを基準にもうかる企業はもっといい賃金で雇用確保、従業員確保と。成績の悪いところはそこまで賃金は出せないが来てくださいという流れになると思うので、まずやはりこの市役所という公務員の賃金水準というのはその地域の平均的な標準をあらわすわけだから、臨時職、パートについてもできれば、一挙にできないが、結構205円も上がっているから、もう一頑張りすれば1,000円の大台に乗るわけだから、ぜひこの期は無理でしょうが、来期に向け、それもやはり若者定着の上で非常に効果があるという原点を私は一貫して言っている。人口減だ何だかんだと言って統計をとるが、やはり人間というのは生活、経済的水準が高いかどうかはその地域に住めるかどうかの一番基本な

わけだから、それを軽視するようでは幾ら空文句で人口増とか、定着といってもできないと思う。特に、この地理的ハンディ、国道2号は通っているが、渋滞ばかりで余りさえない地域だということになれば、赤磐市や瀬戸内市に誰もが、若い者が日当たりのいいところで駐車場もあるところに流れていくのは当たり前だから、その当たり前を少しでもカバーするのは何かというのは、右に倣えの周辺自治体と同じことをやっていたら絶対負けるのはわかり切っているから、まず賃金だけでも突破していただきたい。県下でも一番備前市ではパートの賃金体系が高いと誇れるような賃金体系に努力していただくことを要望して終わります。

○尾川委員 岡山県の最低賃金表を、いつごろ決まるのか、一部配ってもらいたい。

○高橋総務課長 岡山県の最低賃金は毎年7月に示されています。もう735円とだけしか書かれていないです。

○尾川委員 業種別に、各産業ごとに耐火物製造業とか、それからいろいろ最低賃金は決まっている。

○高橋総務課長 私が調べたところによると、各都道府県が載っていて、その労働基準監督署が示した最低賃金は岡山県735円という表記だったが、業種ごとにあるかどうかというところまでちょっと勉強していない状況です。申しわけないです。

○田原委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、終了します。

これより議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第25号の審査を終了します。

休憩したいと思います。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○田原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

***** 議案第26号の審査 *****

議案第26号備前市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案書70ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第26号の審査を終了します。

***** 議案第43号の審査 *****

議案第43号備前市行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

議案109ページをお願いいたします。

○山本委員 マイナンバーとは全然関係ないのか。

○高橋総務課長 行政不服審査会条例は、許認可や免除、禁止といった行政、地方公共団体が行う行為に対して不服がある場合、審査請求された案件について審査会を新たに設けるといことです。

○田原委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了します。

これより議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第43号の審査を終了します。

***** 議案第44号の審査 *****

議案第44号備前市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

111ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、終了します。

これより議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第44号の審査を終了します。

***** 議案第45号の審査 *****

議案第45号備前市立備前焼ミュージアム美術品購入基金条例の制定についてを議題とします。

113ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、終結します。

これより議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第45号の審査を終了します。

***** 議案第63号の審査 *****

議案第63号備前市過疎地域自立促進計画の制定についてを議題とします。

議案書の123ページ、また別冊をごらんの上質疑をお願いします。

○尾川委員 一般質問の中で市長が、この過疎計画については臨機に対応するとお聞きしたが、その確認をしたい。

○佐藤企画課長 過疎計画については、この計画の中に記載のない事項等を過疎事業でやろうとしたときには、この計画そのものを改正するという対応させていただくということで今後行っていくということです。

○尾川委員 いろいろ意見が出てくるが、やはり公平に、せつかく備前市全体が過疎地域に、いいことか悪いことかは別にして指定されているわけだから、私も提案した例えば国道2号バイパスの拡幅問題とか、やはりもっと大きい目で10年先とか30年先を見た計画を入れてもらいたい。今までは特定地域が特定の事業しかなかったわけだが、この機会にもっと広い目で、教育の問題もいいが、もう少しこの辺の計画の練り直しを、つくったからそれでいい、大きい事業はこれとこれというのではなく、せつかくの計画なので、その辺の考えを教えてください。

市長はともかく来年選挙もあるが、あなたたちはかわらないのだから、もっとあなたたちがきちっと長期的な備前市の将来のビジョンを見据えて計画を立ててほしいと思う。

○佐藤企画課長 今、委員がおっしゃたように、新規の事業で備前市全域に係る事業でこの計画にのっていない事業をさらにやろうということになれば、そのときにはこの計画の改正をするということで対応させていただきます。その事業にもよるが、過疎債が活用できるものであればこの過疎計画も改正していくことになるので、よろしくをお願いします。

○掛谷委員 参考資料の1ページ、産業の振興（8）観光又はレクリエーションの中で、事業内容が都市公園整備事業（長寿命化計画に基づく整備）、平成29年からこういう計画を一応持っているということだが、どういったものなのか、余り説明を受けた覚えがないと思うが、教えていただきたい。

○佐藤企画課長 この都市公園の長寿命化計画というものを担当課でつくっています。都市公園ですが、久々井、寒河、茶臼山であるとか、そういった都市公園ですが、その施設を長寿命化していこうということです。その設備、施設を改修するときには国庫補助金が活用できるということになっており、その国庫補助金の充当残については過疎債を充当することが可能になるであろうということでここに掲載しています。

○掛谷委員 ただ、どういったところがその対象建物になるのか等あるが、対象にしているのはどういうものを考えているのか。

○佐藤企画課長 公園の建物だけではなく、施設、設備等について対象になるということです。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切らせていただいてよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了します。

これより議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第63号の審査を終了します。

***** 議案第64号の審査 *****

議案第64号備前市防災行政無線施設（デジタル移動系）整備工事の請負契約の変更についてを議題とします。

議案書124ページ。

○山本委員 これは工期だけのもの。ほかに単価などは。

○大岩危機管理課長 このたび国庫補助金を27年度事業ということで8月に国の内示をいただいていたが、福石中継局の市道の使用についての協議等に不測の日数を要したため、請負契約が昨年の12月末となりました。年度内での工事が無理ということで、今回は工期だけの延長とさせていただいています。

○田原委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ってよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第64号の審査を終了します。

***** 議案第65・66・67号の審査 *****

議案第65号財産の無償譲渡についてを議題とします。

○掛谷委員 委員長、議案第65号、議案第66号、議案第67号、物は違うが、一括で。

○田原委員長 一括、はい。それでは、議案第65号、議案第66号、議案第67号、無償譲渡についてです。一括して質疑を行います。

○掛谷委員 理由は書いているとおりだが、これにより何がどう変わるのか、備前市としての立ち位置、立ち位置といえ、財産はまだこちらにあると、無償譲渡だから譲渡した場合はもう向こうの財産になると。備前市ではなくなると、そういう意味合いで3つ同じだと思いますが、何がどのように変わっていくのか。後の利用もそれぞれどういう形になるのか、その辺わかる範囲で教えてください。

○高山吉永総合支所長 こちらの無償譲渡の集会所ですが、吉永地区に3カ所ございます。これまで市が所有し、地区が集会所として利用していました。現在は市が所有しているので、管理は市が行っているが、これまで合併以降は指定管理者制度を利用して各地区が指定管理者として管理を行っていました。主体としては市の所有ですので、市の責任で管理をしていたものですが、譲渡以降については各地区の所有になるので、地区が責任を持って管理をしていくという形に変わろうかと思っています。利用形態については今現在と何ら変わりがないものと考えています。

○掛谷委員 固定資産税等については、当然それは受けた側が、そういうのはどのようになっていたのか。

○高山吉永総合支所長 固定資産税については、基本的には課税されるが、こういう集会所については市の減免制度を適用しているので、そういう形で一旦課税にはなるが、申請により減免という形で税の負担はないということになると思います。

○川崎副委員長 吉永地区はこういう流れになっているが、日生地区、備前地区はよく知らないが、合併にあわせて旧日生町時代にはたしか町内が2割、日生町が8割の負担で集会所を建てかえていった経過があると思う。たしか2割は寄附金行為で全て集会所は日生町、今は備前市の所有であり、土地もそうだと思う。各町内が無償でいただいて、ほんのわずかでも固定資産税を払うというのはどうも純粋に公共性が高いところをわざわざ任意団体の町内会に移していくというのはちょっと理解に苦しむが、なぜそういう方向で吉永はいつているのか。また、それは日生地区にも、備前地区にも今後徹底するのかどうか、どうも理解に苦しむというのが率直なこの無償譲渡の中身ですが、どうでしょうか。日生地区はどうなるのか、備前地区はどうなっているのか

を聞いている。

○星尾日生総合支所長 日生地域のこういった集会所も指定管理で、何年かはちょっと思い出せないが、いずれ平成32年、33年になれば順次地元へお返しするような方向になっています。全部が全部ではないと思うが、そのような形で今の吉永と同じような形で随時町内会、地区へ譲渡するという方向になっています。

○川崎副委員長 備前地域はどうでしょうか。

○藤原総合政策部長 備前地域についてはもともと地区公民館以外は地元の所有になっていると思います。後の維持管理についてはそれなりの補助があると思います。

○川崎副委員長 結局、備前に吉永も日生も右に倣えということでもいいのかどうかよくわからないが、結局今の流れとして無償譲渡、そういう流れから見ると大規模修理か建てかえする時期が来ればもう無償譲渡しているわけだから、その時点ではもう勝手に町内会でやってくださいという流れになるのかと。

確か吉永、日生、備前地域で補助率が違って来たという経過はあるが、これだけ自主防災組織とか町内会の活動、ボランティア活動を含め活発にして、孤独死とか買い物難民をなくそうとか、行政課題になりつつある地域の過疎化、人口減の問題がある中で、どうも金がかかりそうなものは全部無償で勝手にしてくださいという流れは、時代の流れと逆行した施策をとっているという見方を私はする。今運営費などはほとんど町内会が電気代、水道代、固定資産税は当然市のものだから払っていないという認識だったが、どうなのか、担当部長に答えていただきたい。これだけ自主防災組織の組織率を高めようという中では、町内会にもっと町内会活動を活発にし、右に倣えで自主防災活動も活発にして大災害に備えていこうという流れで言えば、やはり市営化というか、公営でどんどん自主的な活動をできるだけ町内の負担がない中でやっていただくというのが本来の流れと思うが、どうなのか、そこは。

○藤原総合政策部長 私が答えるのが妥当かどうかわからないが、地区公民館については市が直接関与しており、今市長が進めるコンパクトシティということで再任用の職員等を公民館長に置いて、それなりに充実を図ってまいりたいというふうに思っています。ただ、それ以外の集会所等についてはやはり今の無償譲渡が基本になっているので、地区公民館を充実するかわりに集会所については各地区へおろしていくという流れにはなっています。

○川崎副委員長 無償譲渡をもし認めていけば、将来大規模改修及び建てかえのときにはもう100%各地区町内会でやりなさいという考え方をしているのか。その無償譲渡するという意味がよくわからない。わざわざそうして固定資産税まで取り上げる必要があるのか。

○藤原総合政策部長 今、補助制度は自治公民館の補助制度があると思います。こういった集会所についても補助にのるようになるので、その補助を利用して建てかえていただくという格好になるかと思えます。

○田原委員長 ちょっとかわってください。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 どうぞ。

○田原委員長 この無償譲渡はいいが、建てかえのときには備前市全体が今過疎になったわけですね。日生のコミュニティハウスは過疎債を活用してつくったと思う。いわゆる交付税の見返りがあるわけです。無償譲渡して今度建てかえる場合にはやはり公設民営という形でつくって過疎債をもらい実質補助金をもらう形でつくったほうが、財政的にはプラスになると思うので、その辺の発想だけは持っておいてもらいたいということと、日生を無償譲渡する場合には適化法の関係もあるので、これは頭島の漁協のときにそういう提案をして慌てて取り消した経緯もあるので、その辺も気をつけてほしいと思う。

建てかえる場合にあくまでも地元に残すのか、やはり市が一枚かんで建てかえをという考え方も持っておいたほうがいい。先ほど川崎副委員長の地域防災の件もありましたので、その辺のことは持っておいていただきたいということを要望しておきますが、いかがですか。

○藤原総合政策部長 集会所等を建てかえる場合は、自治宝くじの補助制度もございます。それから、補助自体に過疎債が適用される可能性もあるので、そのあたりまた今後研究してまいりたいと思います。

○田原委員長 わかりました。

○川崎副委員長 かわります。

[委員長交代]

○田原委員長 かわりました。

○尾川委員 部長、その感覚は違う。こっちの者はそういう感覚はない、全然。市が面倒見てくれるのであれば全部見てもらいたい。今、負担で建てかえなら500万円です。大型修理があれば5分の2しか出ない。そうしてくれるなら早くしたい、それなら。

○藤原総合政策部長 先ほど申し上げたように、各地区へ無償譲渡するというのは基本線になるので、この変更はないと思います。ただ、補助に当たっては過疎債が充てられる可能性はあるということをお願いしたいということです。

○尾川委員 だから、建てかえとか修理の話をしているわけだ。担当が違うから余りここで言うのは悪いと思うが、曖昧な表現してもらったら困る、こっちも。

○藤原総合政策部長 補助については現行制度を利用するということであります……。

○尾川委員 はっきり明言してくれなければいけんわ。

○山本委員 ここで吉永へ上げたら、何か吉永は地域として、地元の人たちは得するものがあるのか。

○高山吉永総合支所長 得とか損とかという観点ではそういったものはないと思います。得も損もないものと思っています。先ほど、修理の場合とかの補助制度の話もいろいろありましたが、現行で市が管理をしている部分で修理する場合においても、集会所の修理の規定等と同じ率での地元負担等もいただいているので、そういう意味では今までとまず変わらないものになるかと思っています。そういう形で今年の春ごろから地元ともお話をし、3地区とも御了解をいただい

います。

○**山本委員** それだったらさっきの固定資産税の減免というのは当たり前の話だけど、契約したり、書類が面倒くさいだけではないのか。売る折にはそれは地域のものだという地域が売って金がもらえるのか。だんだん流れですと言われたら仕方がないけど。普通に何も聞いてない者が聞いたら、今までだったら市が、雨漏りがしたといえば部落の負担金でちょっとして、クーラーをつけるといえば何かわからないができていたのに、まるっきりもらえば、そら請求書や領収書を上手にそろえたらいいのかもわからないが、減免措置の書類に判こを押してから面倒くさいだけではないのか、仕事がふえるだけ。そのようにしか感じられないが。

○**高山吉永総合支所長** 今、山本委員がおっしゃるように、減免の手続は必要になってまいります。そのほかの修理等の小規模の修理ですとか、ちょっと大きな修理に対する補助金あるいは大規模な整備に対する補助金についての地元負担の金額というものは全く変わりません。確かにおっしゃるとおり、一部の手続の負担はあろうかと思えます。

○**田原委員長** 支所長ね、こういうことでこの議案は提案をするということの説明がないから、地元のメリットがあるのか、市役所側のメリットがあるのか、その辺の提案趣旨をしっかりとしないからああいうことになるわけです。

○**山本委員** そりゃあ、地域の人がええようになっているのだからいいけど、こっちの者が話を聞かせてもらうと何か面倒くさいだけみたいな感じが、私はします。

○**川崎副委員長** 合併して5年以内でしたか、うちは8割援助ということで今言うた過疎債を使って、地元町内負担は2割で高潮対策も兼ねて立派な集会所をほとんど一挙に建てかえが進んだわけだが、備前は5分の2ということでは4割援助だと。吉永はどういう援助になっているのかわからないが、今後無償譲渡という方針だということでしたら、現行の市の所有でやっている補助率と無償譲渡しての補助率というのは変わらないのか。それとも備前の5分の2、4割援助で統一するのか。ばらばらで今までどおりいくなら賛成してもいいが、4割かどうなのか、補助率含めて。無償譲渡する前の現行と何がどのように町内から見ればプラスになるのか、マイナスになるのか、明確に言ってください。それ次第では私反対します。地元の町内会の負担がふえるようなことを簡単に賛成するわけにはいきません。

○**高山吉永総合支所長** 現在、自治公民館とか集会施設の整備事業の補助金の交付要綱がございしますが、それに掲げているのは大規模整備、大きく分ければ大規模整備と小規模整備という項目の補助率がそれぞれ2分の1あるいは5分の2ということで、補助限度も新築の場合は500万円、修繕等の場合は200万円の限度というものがございします。その負担の割合と申すのが、現行の市が所有している場合においてもその負担率で修繕の内容により、金額により地元これまで御負担をいただいていたので、そういう意味では何ら地元にとって変更点はないものと考えています。

この3地区の土地についてはもともと地元の個人名であったり、地区の所有ということであるので、これについても上には集会所があるということで固定資産税についてもこれまでも減免に

なっていたので、今後も変わりはないということにはなります。今回、所有が市から地区へ移るということが大きな変更ということで考えています。

○川崎副委員長 補助率が変わらない、統一していくというのは仕方がない側面があるが、今は吉永だが、日生地区はいつ無償譲渡するのか。こういう判断とかなんとかというのは、全部あれ借金なしでしょ。たしか寄附金2割と、そういう過疎債なんかを使って8割、公的資金で建てかえしたと思う。大体3,000万円前後の集会所が皆できていったと思う。もう吉永のことだから関係なしで我々余り地元でなければ賛成して、今度は自分の地区に返ってきたときにどうなのかというのをはっきり言っていただきたいのと、何年後にはそのように吉永に同じようなことで、若干ですが、今まで一切払っていない固定資産税まで払わされるような状況に追い込まれていくのか。どう考えているのか、そこは。

○星尾日生総合支所長 指定管理で結んでいるところがあり、できてちょっと何年かというのは私も覚えていないが、今後日生地区についても四、五年先、平成32年か33年ごろから随時吉永と一緒に、全部一遍ではないが、今の集会施設を随時地元へお返しするような形ではおる計画です。

○川崎副委員長 備前地区はどうなるのか。備前地区は現状どうなっていて、いつごろから無償譲渡して、無償譲渡だから指定管理がなくなるのか。

○藤原総合政策部長 備前地区については、先ほど申し上げたように地区公民館が市の所有で、あとは地区の所有……。

○川崎副委員長 今でももう地区、町内の所有かな。

〔「そうじゃ」と呼ぶ者あり〕

備前地域は固定資産税を払っているのか。

〔「減免」と呼ぶ者あり〕

減免してゼロ。ゼロだったらゼロと言うてくれればいいのに。減免しますというだけではわからなかった。

○田原委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

採決は別々に採決とらせてもらいます。

まず、議案第65号について採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号の採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

***** 議案第38号の審査 *****

議案第38号備前市吉永町集会所設置条例を廃止する条例の制定についてを審査します。

議案104ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

議案第38号は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第38号の審査を終了します。

***** 議案第52号の審査 *****

議案第52号平成27年度土地取得事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

別冊の補正予算書をごらんください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第52号の審査を終了します。

***** 議案第53号の審査 *****

議案第53号平成27年度備前市三石財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）の審査をします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第53号の審査を終了します。

***** 議案第54号の審査 *****

議案第54号平成27年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第54号の審査を終了します。

***** 議案第3号の審査 *****

議案第3号平成28年度備前市土地取得事業特別会計予算の審査を行います。

別冊の特別会計予算をごらんください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、終結します

これより議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第3号の審査を終了します。

***** 議案第4号の審査 *****

議案第4号平成28年度三石財産区管理事業特別会計予算を審査します。

いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第4号の審査を終了します。

***** 議案第5号の審査 *****

議案第5号平成28年度三国地区財産区管理事業特別会計予算を審査します。

質疑があればどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ってよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終了します。

これより議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第5号の審査を終了します。

以上で議案の審査を終了します。

***** 請願第7号の審査 *****

請願第7号「中国」の呼称の適正化を求める請願についてを議題とします。

いかがでしょうか。

○川崎副委員長 継続で。

○掛谷委員 継続で。

○田原委員長 継続ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、本請願は継続して引き続き審査をしたいと思います。

***** 報告事項 *****

報告事項があればお聞きしたいと思います。

○中野監査事務局長 実は、きょう議案第1号の一般会計予算で監査委員費のうち負担金補助及び交付金で、監査委員の事務局の共同設置負担金3,049万1,000円の内訳を御質疑もいただきましたので、資料としてお配りしています。

その次のページをごらんいただきたいですが、よろしいでしょうか。

○田原委員長 分科会のほうの資料でお手元に配付しているようです。

○中野監査事務局長 1ページ目が当初予算の負担金の内訳の資料ですが、2ページ、3ページ

をごらんいただきたいと思います。

共同設置する監査委員事務局に関する協定書です。

さきの議会で基本的なことを定めた規約を制定して事務局を共同設置することについての御議決をいただいたわけですが、それ以降細部の協議を重ねてまいりました。この協定書で処理する事務であるとか、事務局の職員の定数、任命の仕方、関係団体の負担金の額、負担金の納付の仕方、精算、職員に適用される基準等の詳細の協議が終わり、この協定書の調印式をこの金曜日、11日に瀬戸内市役所にてとり行うこととなりましたので、御報告させていただきます。

協定の内容について、簡単に御説明させていただきます。

処理する事務ですが、第3条、事務局で処理する事務は関係団体の監査委員に関する事務とすると。それから、事務局の職員の定数ですが、関係団体から事務局に出向する職員の数は、関係団体の定数条例の範囲内で関係団体の長の協議により定めるものとするということにしています。ですから、今備前市の監査委員事務局の条例定数は4です。瀬戸内市が2です。ですから、共同設置後の事務局の定員はマックスで6ということになるわけですが、現員はそれぞれ2名です。今回、質疑の中で部長から答弁をさせていただきましたが、会計検査院との本市との間での人事交流が急遽決まり、その方も監査委員事務局で勤務をしていただくということで、今回3名ということで負担金のほうも計上させていただいています。ですから、28年度に限り事務局の定員数は5人になろうかと思います。

負担金の額、6条ですが、1項で人件費の額と2項で監査計画に記載された、要するに予定された事務の合計ですが、事務費については実費負担、人件費を除く経費については備前市と瀬戸内市で行うものを合計したものをもう単純に折半して負担をするということにしています。負担金の納付については、瀬戸内市からの請求により行うということです。

負担金の精算については、もう出納整理期間中に終わらせましょう、これが第8条です。職員に適用される基準というのが法律ではもう幹事市の職員とみなすということになるわけですが、具体的にここにも書いていますが、給料、手当、退職手当を除く、及び旅費と。それから、勤務時間及びその他の勤務条件、3号の服務、福利厚生、これらについてはもう瀬戸内市のものが適用されます。退職手当を除くと書いているのは、もし退職するという事例があった場合は、備前市に身分を引き戻してから退職手当を支給するというので、こういう規定になっています。

ここには書いていないが、もし懲戒処分ということをするようなことが起きた場合も備前市に引き戻して懲戒処分を行うということで、明文の規定はないが、退職手当と同じような取り扱いをするということで話がついています。

○田原委員長 ほかに報告事項ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告事項に対する質問をどうぞ。

○山本委員 これは1,000万円ぐらい瀬戸内市へ行くだけで負担金がふえているように思うが、どういうことですか。

○中野監査事務局長 これは本会議でも御質疑をいただき、部長から答弁があったと思うが、現員は2名ですが、このたび本市と会計検査院とで人事交流を行うことが決まりました。会計検査院へ本市から職員を1名送るかわりに会計検査院からも本市へ職員がお一人来られます。その方の勤務についてはその方の知識と経験を一番生かせるのが監査委員の事務であるということで、監査委員事務局で勤務をしていただくということで3名になったということで、人件費相当分が2名から3名になるので、27年度の当初と比べ1,000万円弱になるが、増となっています。

○山本委員 だけど負担金が1,000万円もといえ、職員は向こうへ行ったら向こうの人数になるというふうなうわさか何か知らないが、人口が減る減るといふのによそへ行ったらまたよそのほうへ職員が行くのではないか。そこら周りはどんなかなあ。ちょっと極端な質問かな。

○藤原総合政策部長 質疑でも申し上げたが、ちょっとわかりにくかったとは思いますが、人事交流だからうちの職員も会計検査院へ行くので、その費用については国が持つことになるので、簡単に言えば相殺されることにはなろうかと思えます。また、その会計検査院に行った職員というのはそこで知識を得て帰るので、今後の備前市の発展にも寄与するというふうに考えています。

○山本委員 ちょっと行くといっても普通の者は行かれない。事があつた折には行かなければ仕方がないが、そこら周りは備前市の、私ら議員は1年に2遍ほど顔を出すだけだが、そのようなことはもうできないようになるなあ。もう仕方がないのかな。

○中野監査事務局長 この件については、山本委員のおっしゃるとおりです。幹事市が瀬戸内市で、主たる執務場所が瀬戸内市役所内になるので、当然備前市の監査をするときにはこちらの事務局へ来て、備前市の職員だけではなく、瀬戸内市の職員も来て一緒にするわけですが、それ以外のときはやはり主たる事務所、瀬戸内市にすることが多くなるかと思えます。そういうことで市民サービスの低下ということが今と比べて遜色ないということは言えないと思うので、この辺は広報とかホームページとかでちゃんとお知らせをして、用件があるときにはこちらへ職員が事務局へ詰めますということで対応させていただきたいと思っています。

○山本委員 住民監査請求件数というか、瀬戸内市の件数と備前市では、うちのほうが多かったような話を聞くが、そんなこともないのか。

○中野監査事務局長 件数はうちのほうが多いです。

○山本委員 いないから二、三日して、時間のある折に行こうかと思ったら忘れてしまうというか、仕方がないかもわからないが、みんな賛成しているわけだから。そう私は思います。

○中野監査事務局長 やはり単に職員の人数がふえるので、うちの場合ですと今のままですと2名で住民監査請求を提出された場合、特に決算時期等と重なってしまうともう大変な集中、事務が集中してしまい、これが例えば瀬戸内市の事務局もう2名を加えて、そちらのほうには請求がなければ決算審査も住民監査請求に対する審査のほうも手分けをしてできるので、それだけ事務の効率化と深い審査ができるのではないかと思います。

○尾川委員 船は出ているが、死んだ子の年を数えても仕方がないが、今の答弁を聞けば矛盾が

ある。やはり矛盾のない答弁をしないといけないと思う。

それから一番心配するのがまだ船は出ていないが、4月1日からだけど、これからの人事というのはどう考えているのか、部長は。あっち行ったらもうそのまま定年までだろうから、それとも適当な時期には帰らすのか、どういう考えをしているのか。

○藤原総合政策部長 人事については通常の人事異動と何ら変わらないと思います。

○尾川委員 そういう答弁しかできないと思うが、結局固定化してしまっただけで、専門化して、その人を潰すといえども言葉が過ぎるが、やはりそのあたりの扱い、協定書にどこまで議会が口を挟めるのかどうかかわからないが、人事のことも書いているのかいないのかよくわからないが、そのことをどういう取り扱いにしているのか。その辺はどう考えているのか。

○藤原総合政策部長 今申し上げたように、通常の職員の異動と同じように特別な枠は設けていないので、通常の人事異動の中で粛々とやっていくものだろうと思います。

○尾川委員 今通常の人事と同じ扱いをするということだが、それだけはきちっとしないと業務でも固定してしまうと余り好ましくないと思う。専門化するのはいいかもしれないが、逆にそういうことは余り育たないという感覚を持っているので、部長もかわられるから、その辺はよく引き継ぎにこういう考えでいきますと、人事をしすよと覚書が何かに残して引き継ぎして行ってください。

○藤原総合政策部長 会計監査の仕事というのはどこの部署へ行っても必要な知識だと思いますので、それなりにというのではなく、ある程度の期間がたてば人事異動は回していくべきものだろうというふうに思います。

○尾川委員 こういうのは出向と一緒にだからはっきり何年たったら帰すぐらいなことを明確にしないとなかなか行く人は、希望者はない、限られてくると思う。だから、そういう配慮は必要だという感じを、私の個人的な意見だが、そう思う、こういう人事は。

○藤原総合政策部長 特に期間というものは設けていないので、通常の人事のように扱いたいと思います。

○石原委員 意見の分かれる中、この件を賛成した立場としてしっかり見きわめていかないといけないと感じているが、先ほどありました会計検査院との人事交流、そちらは初年度のみ行うということですか。今後、現段階でわかれば。

○藤原総合政策部長 2年間の予定です。

○山本委員 これは本当に3年なら3年と部長今言うとかなんだからいけん。ちょっと括弧書きぐらい、3年ほどで帰しますということを備前市はしとかなんだから。うちのほうの子でも、この正職だからこの免許証を持っているからこれが帰ったらここが回らないというてじいっと置いたりして。それはもう優秀なのが行っているからもう帰せん、あれが戻ったら困るということになるよ、ほんまに。現に、今三百何ぼかおるが、その中でもう10年も何年も、余り固定化し過ぎたら職員は余りよくないと私は感じます。返事があつたらぜひお答えを。

○藤原総合政策部長 これは最初の異動になるので、期限をつけたらまた同じ時期に帰るような

格好になるので、それはちょっと難しいと思うので、やはり通常の人事異動と同じように扱いたいというふうに思います。

○田原委員長 以上で報告事項を終わります。

休憩に入ります。

午前 11時52分 休憩

午後 4時22分 再開

○田原委員長 休憩前に引き続いて委員会を再開します。

***** 所管事務調査 *****

所管事務調査です。会期中なので、皆さんに問題提起をしていただきたいと思いますが、その前に補正第7号で話があったこの庁舎の件、消防署から指摘のあった問題について改善命令その他が出ている件について、当局からの弁明があるようですので、まずどうぞ。

○尾野田契約管財課長 東備消防から警告書をいただいた件ですが、一連の流れについて書類を一式提出させていただきました。このたびは大変大切なことについて報告がおくれまして御迷惑をおかけし、失礼いたしました。済いませんでした。

○尾川委員 改善指示書に「自火発電設備の劣化」と書いている。間違っただけを書くとやかましく言って。あなたたちも見ておかしければ言わなければいけない。「火」ではなく「家」で、自家発電と。

○尾野田契約管財課長 失礼しました。東備消防のほうにも伝えておきます。

○川崎副委員長 自家発電が劣化して動いてないのであれば停電したときは本庁舎全部とまるのか。

○尾野田契約管財課長 排煙設備について動かないということで、消火栓については動くということです。

○川崎副委員長 よくわからないが、自家発電が劣化してというのは出力が上回っていて、消火栓のポンプは電力がワットか知らないが、動いて、排煙のほうのモーターが動かないということがあり得るのか、電気というのは。電気が流れ出したら平等に流れるから皆動くかとまるかどちらかではないのか。

○尾野田契約管財課長 自動で排煙設備とかスプリンクラーとかが動くようになっていたはずだが、それが壊れているということで、手動では動くということです。

○川崎副委員長 私が言っているのは自家発電が原因だという書き方をしているから、自家発電そのものが機能していないのかと。機能しているのあればその部分的なモーターか、排煙用のモーターか何か壊れているかということになるが、どう理解したらいいのか。その説明がよくわからない。ここ全部自家発電で停電になったとき、本庁舎は機能するわけでしょ。コンピューターとか、サーバーとか、何か知りませんが、たくさんあるでしょ、何千万円か何億円かけた。そういうものは皆動くわけでしょう。そういう中でスプリンクラーのほう動いて、排煙のほうというのは換気扇か何か動かないとか、ちょっとわかりやすく説明して。

○尾野田契約管財課長 スプリンクラーと自家排煙設備、これが自動では動かないということで。手動では動くということで、自家発電設備の劣化というのはその自動で動くという部分です。

○川崎副委員長 私余りメカは強くないが、自家発電というのは発電機だし、自動で動かなくて手動で動くということは単なる自動のスイッチが壊れているという説明にしか聞こえない。どうということなのか、具体的に言えば、自家発電と関係ないのではないか。それとも、その自家発電からモーターまでの配線が切れているのか。それとも、スイッチ自体がさびついてほとんど動いていないからオン、オフが全然動かないとか。わかりやすく説明してください。この文書一つで、字が違うだけで中身が全く理解できないこれ文章です。

現場責任者はいないのか。こういうこと一つ即座に答えられる人がいないということは、前回の委員会でお叱りを受けて、いまだに現状がどうかという説明が具体的にできないというのはもうひどい状態ではないのか。

○尾野田契約管財課長 自家発電設備ですが、この自動で動く部分が劣化しているという判断ですけど。

○川崎副委員長 だから、自動でモーターが動くスイッチなのか、スイッチを入れてもモーターが古いから作動していないか、整備不良でモーターが回らないがゆえにこういう消防法に違反しているのか、何がどう壊れて何が違反しているのか全然わからない、今の説明。

○尾野田契約管財課長 自家発電装置につながる部分の、ということですけども。

○川崎副委員長 いや、だからどこの部分なのか、全然それがわからない。

○尾野田契約管財課長 自動では動かないという。

○川崎副委員長 モーターが悪いということか。

○尾野田契約管財課長 自動に切りかわらないということです。

○川崎副委員長 手動で動くなら手動のスイッチは動くということ。自動スイッチが悪いのか、結局。

○尾野田契約管財課長 そういうことです。

○川崎副委員長 自動スイッチをかえるだけであれば大した金額ではないのか。電気が自動的につくのと一緒に、暗くなるかならないかではなく自家発電が動くかどうかしたら自動的にポンプがぱっと動くか何かでしょ。そう難しい話ではないのではないか。

○尾野田契約管財課長 この自家発電設備ですが、かなり古いものであり、部品等が今はもうない状態です。実際、かえるとなれば自家発電設備から全てかえないといけないということで高つくということですよ。

○川崎副委員長 この自家発電というのは本庁、中枢を動かすコンピューターとかこういう部屋とかの自家発電とは全く別の消火栓関係独自の自家発電装置があるという理解でいいのか。

○尾野田契約管財課長 おっしゃるとおりです。

○田原委員長 ともあれ、とにかくそういう不備があったので、改善しろという命令、指示書が

来た。それで、改善報告書では32年3月31日までにしてもらいたいと。庁舎移転は議会の3分の2の同意があるので、アルファビゼンへ移転をしようとしているが、32年3月31日まで期限にしてほしいと回答したところ、消防署はそれではだめだという警告書が来たということで、第7号補正で200万円の予算をとらせてもらったと、こういうことでしょ。それをそう説明してごめんなさいとちゃんと言え。この字の間違っているのはちゃんと指摘しないといけないが、やはりちゃんと説明できるようにしなさい。

○川崎副委員長 自家発電によってポンプが動くのは、災害時はそうでしょう。停電、通常の火事であれば通常の交流の電気が流れてきてモーターが動くのが普通ではないのか。それを直流に変換する変換器か何かも悪くて自家発電とは関係なく、二刀流になっていると思う、普通。違うのか、こういうスプリンクラーというのは。普通の停電でないときにも火事になれば水が流れるし、停電しても自家発電装置が同時に作動してモーターを動かして動くという二刀流になっていると思うが、これを見ると自家発電の一刀流でしか動かないような文章になっているが、これも何か矛盾を感じるが、その点どう捉えているのか。

○尾野田契約管財課長 委員のおっしゃるとおり二刀流にはなっています。消防設備点検でそのどちらも壊れているということで報告を受けています。

○川崎副委員長 どちらもということはないですよ。普通交流電気が壊れているということはあり得ないので、配線が遮断された以外は電気が流れるわけです。となると、今の結論は結局排煙の自動でスイッチが入るのかどうか知りませんが、そのモーターが壊れていて全然機能しないということでは、スプリンクラーのほうの給水ポンプも。だから、今度は何か外から配管をして消火栓にかえたほうが安くつくという理解でつながるわけです。だから、こういう文章の書き方もおかしいし、もう少しまともにわかるような表現にして、やはりこういう問題も早くこちらに問題提起してこういうふうに変更しようということがないからこういう状態になっているのではないか、きょうみたいな状態に。何か説明を聞いていても中途半端というか、違いますか。

それと、そういう自家発電は関係なく交流でも動かないようなスプリンクラーというのは何の意味もないわけで、半年か1年に1回たしか前回の質問で点検しているとか言っていたような気もする。だから、自家発電は関係なく作動するかしないかということは当たり前のことでしょう。それも同時に動いていないなどというのは何かずっと消防法違反できていると言わざるを得ないような側面があるのではないか。

○尾野田契約管財課長 消防設備点検の報告書を議会事務局に置かせていただいているが、その報告書は平成22年から提出させていただいています。平成22年からずっと指摘を受けている事項でした。

○田原委員長 平成22年から指摘されていたが放置していたと。早くやらせてください、こういうことでしょ。それをちゃんと言ってすればいいのではないか……。

○川崎副委員長 参考までに6年間放置せざるを得ない、そういうポンプ、排煙もスプリンクラーの給水ポンプもかえたら実際どれぐらいかかるのか。消火栓のほうが安いからということで納

得した気もするが、もしこの設備でそのまま機能しようとするれば一体どれぐらいの改善設備費が要るのか。

○尾野田契約管財課長 1,000万円ぐらいと聞いています。

○田原委員長 この件については、よろしいな。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかの件で。

○尾川委員 ふるさと納税の関係で予算書を見る限り、要するに款項目でどこどこ何ぼずつありますということの一覧表を出してほしい。

○田原委員長 ふるさと納税充当施策ということ……。

〔「そうです、その内訳を」と尾川委員発言する〕

できますか。

○佐藤企画課長 15億4,000万円の当初予算のふるさと備前応援基金繰入金金の充当先の一覧表をつくり、後日お示しします。

○尾川委員 それと、歳出でいろんなところが出てきているでしょう。どこへ何ぼという、経費があるでしょ、ふるさと納税関係で。それをちょっと分けてもらえれば。

○佐藤企画課長 歳出側の目的別に款項目をお示しして資料をつくるということによろしいでしょうか。

○尾川委員 お手数かけますけど、お願いします。

備前焼ミュージアムの基金で600万円ですが、これから備前焼を買われると思うが、その買い方は誰がどういう決め方をするのかとか、その相場があったりするわけでしょう。要するにそういう芸術品を購入することになったときにどういう判断をして、値段も、あるいは鑑定団ではないが、にせものもあるし、本物もあるし、その辺の判断というのは誰がするのかちょっと気になる。すぐには買わないからそんなことを心配すると言われるかもしれないが、これから、どういうものを買うとか、何もかにもというわけにはいかないと思う、出てきたものを。だから、どういうところに特化していくとかという方針が恐らく館長とかいろんな方、プロは考えると思うので、その辺を教えてもらいたい。日本遺産の閑谷関連で備前焼だけに特化するのか、特化すると思う、この基金は。だけど、その辺のやはり文化財の関係の対応というのを備前市としては考えていかないと、日本遺産絡みでどう考えていくのかということも検討してほしい。御意見をお伺いします。

○藤田秘書広報課長 展示品等の購入については、寄附をもらった場合とかと同じ考え方で、購入したいかどうかというのは館長なりそういった学芸員の目的等に照らし合わせて購入することになるが、評価員という制度があり、そういった制度を取り入れて、数人の評価員で、どれぐらいの価値があるのかというような値段を出して、それから購入なり、寄附を受けるといったことにする方向で考えています。

○尾川委員 備前市が直接物の評価をするのは一般的ではない、それは。やはりある別の機関が

評価したものを、備前市のそういう評価員をつくって評価していくということは違うと思う。ちょっと調べてみてください。

○藤田秘書広報課長 その評価員をどういった方になっていただくかというところが問題であり、しっかりした目ききの方になっていただくとか、備前市独自で決めることにはなるが、そういった市場価格にたけた方になっていただけたらというふうに考えています。

○有吉市長室長 ちょっと補足します。実際には予算はとりあえず組んでいるが、個々の買い方については今課長申したが、我々今とりあえず想像している話で、実際の具体的に買うところまでの話というのは細かくできているわけではございません。尾川委員おっしゃるように鑑定ということは多分一番問題になります。値がないことはない、あるわけですが、幾らというのはわからないが、幸いに館長は県立博物館へ結構長いことお勤めでしたから、そこらのノウハウを持っておられると思うので、その辺いろいろお聞きして、客観的にどなたに見られてもいいような形で何か考えていきたいと思います。だから、ちょっとそこらは時間を、今すぐ買うものというのはまだ想定していないので、ちょっと時間がかかると思うが、その辺は確立していきたいと思います。

この基金については備前焼ミュージアムのものを買うというのが建前ですから、日本遺産等に流用ということはできないと思います。日本遺産について、閑谷学校については国からの補助制度等もあるが、ほとんどが情報発信事業みたいなものなので、なかなか目に見えるハード的なものの整備等には至っていません。そこら辺については引き続き4市連携で世界遺産も推進していくということは意思統一できているので、そのハード面的なものの整備についても、これはまた別個の考えが必要だとも思いますが、検討はしていかなざるを得ないというふうに考えています。

○尾川委員 1点目が、臼井先生が中心になって決めていくということは、備前市が決めるということになるわけと思う、私は。だから、それはやめたほうがいいし、今古備前の審査会があると思う。あれでもやはりそんなのにも結局手を出すようになると思う。手を出すというたら言葉悪いが、要するに余り備前市としたらかわり合いを持ったらいけないと思う、僕はそういうものには。だから、あるものを、相場が決まったものを買うか買わないかというふうにしていかないと、これが適正な値段かどうかまで審査したり評価したりしていたら間違いが起こってくるし、古備前の評価も備前市でやるのかということになってくると思う。その辺はやはり今慎重にすみ分けして担当というのをきちっとしていたほうが、文化財保護審議員等いるわけだから、そういう専門の人に聞いたほうがいいと思います。

2点目、閑谷学校絡みのほうは、やはり資料館というのが、あれは県、備前市ではないかもしれないが、結構地元の人がいろんところで寄附しているわけです。そういう分があって、それをもっと充実していくという考えがあるならもっと閑谷学校、日本遺産ということで今それを前面に出して活動しよう、情報発信だけではなく本当に中身のあるそういうものもあるよというふうにしていかないと、やはり中身の濃いものはできないと思う。その辺をお願い、もう返事はいいが、そういう考え方で取り組んでいただきたいと思います。

○有吉市長室長 御心配いただいておりますが、古備前の鑑定審査会についてはいろいろ前から御意見はあるように伺っています。市が本来すべきではないということで今もそういうことは美術館で行っていないし、全般については館長は臼井先生ですが、先ほど申し上げたが、先生が決めるというのではなく、その辺のノウハウをどうやって決めているかという、ある面業者等の流通価格みたいなものがあるのかもしれませんが、その辺を客観的に第三者、市民の方に説明できないとやはり市としてはだめだと思うので、その辺のルートを確定したいと思います。

閑谷学校については今御意見いただいた県とも、今も連携しているが、さらに連携を強めて一体に進めてまいりたいと思うので、よろしくをお願いします。

○田原委員長 今、ふるさと納税の件とミュージアムの件が出たが、ほかに関連でないですか。

○山本委員 ミュージアムの件、私ら一個もわからないが、古備前だったらずっと小さい折から見ていたからよくわかるが、今度の館長がどんな人か一個も知らないが、ちょっと会って話を聞いただけだけど、美術品といえば、さっき尾川委員が言われたように、そらびっちりしたところの、たまに1個だけ買うのであれば大原美術館へ行って5億円ぐらいするようなものを買うぐらいな気持ちでないとだまされるもことになるから、そこら周り貴重な税金で買うわけだから、よく考えてもらわなければ、美術といえばあつてないようなものだから、私みたいな人は絵など全然わからない。そこら周りをぜひよく気つけて。備前焼だからいいものを買うなら買うようにしてもらわなければいけない。ぜひそこは。

○有吉市長室長 今御意見いただいたように、極端なことを言いますが、骨とうの世界というのは意外と心眼、いろいろ相まざってにせものとかいろんなことがあるようには話としてですが、伺っています。先ほどやはり申したように、何かある程度妥当な何か価値基準みたいなものがあると思う。完全なものはないかもしれないが、よりそれに近づけて購入できるような形を検討してまいりたいと思うので、御理解いただきたいと思います。

○石原委員 ミュージアムの関連で、賛否分かれての無償譲渡でまだ半年足らずですが、今いただいた収支の一覧を恐らく市民の方がごらんになれば本当に不安になって、いくら備前焼のため、備前焼振興のためといっても恐らく多くの市民の方は納得できないと思う。収支の見込みにしても、平成30年度には大きな規模の特別展も開かれるでしょうが、それでも見込みでせいぜい収入548万2,000円ですから、そこには大きな恐らく多額の費用もかけられるでしょうし、毎年の歳出見込みについても恐らく今後流動的な部分というのは一覧の中のモニュメント作成委託料から下の部分だろうと思う。そこから上は恐らくほぼ毎年この規模の歳出は続くと思います。モニュメント作成委託料から下を合計しても、基金の動きもあるが、約2,000万円ほどです。2,000万円ほどの歳出が減るかもしれないが、2,000万円が仮に減ったとしても約3,300万円支出が続く中で、収入の見込みはもう1,200万円は精算の寄附金だから、多くても入館料は548万2,000円の見込みということで、毎年3,000万円程度の赤字の中で運営が続くということだから、3,000万円の赤字であれば、3,000万円使えば逆に備前焼のためにはもっと有意な振興の政策ができるかもしれないということも含め、一旦

始まったわけだが、固執してどんどんと末広がりて規模を拡大するのではなく、しっかり将来を見きわめて、冷静に見きわめていただく目を執行部の皆さんお持ちしていただきたいと思う。これは希望です。

○有吉市長室長 石原委員のおっしゃるとおりですが、例えば企画展、特別展ですね。こういったある程度大型のものをやると入場者はふえて収入はふえます。しかし、必ず経費も増大する、これがジレンマというか、二律背反というか、そういう状況は絶対出てくるので、やはりそこら辺は入場者の状況等を見きわめながらやるということと、先ほどおっしゃられた維持管理的な経常経費、これはもういつのときでも削減に努めるということはもう当然ですので、そのあたりをもう一遍見直しをずっとしていくということと、入館料が高いと言いましたが、さらにたくさん入っていただくような努力は重ねてまいりたいと思います。

なかなか備前焼の振興ということではいろいろ振興策はあるかもしれないが、あそこが一つの場所的にも伊部ということでシンボルでもあるし、我々は少しでもあそこを整備していくことが備前焼の振興につながるということで無償の譲渡も受けたわけですので、冷静な目は必要ですが、今後とも経費節減に努めながらしっかり運営してまいりたいというふうに思っています。

○田原委員長 若干時間延長よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田原委員長 ほかに。

○掛谷委員 電力の自由化について質疑か何かあったと思うが、余り考えていないとか、よくわからないとか、今の時点で申し上げることはないというような雰囲気でしたが、本当にこの電力の自由化、個人でもなかなか伝わっているようで伝わっていないが、備前市役所としていわゆるそれなりの県の通知か国かわかりませんし、中電なかわかりませんが、本当に電力の自由化についてはどう考えているのか、何か動きがあるのか、私は何かその辺が曖昧だと。あるならある、どういったものがあるかということをお教えしてほしい。ないならいい。

○尾野田契約管財課長 電力の自由化ですが、今県内4市で自由化の一般競争入札等しているところがあります。そういう先進地があるので、そちらのほうに勉強に行かせてもらって、備前市でも電力の自由化についてちょっと検討していきたいと考えています。

○掛谷委員 きょうは3月初旬なので、もうちょっと時間はあるが、いつごろぐらいまでにその辺のところははっきりされるのか、計画的に。

○尾野田契約管財課長 一般家庭の電力の自由化というのは4月1日からなんですけど、ちょっとそれには間に合いません。今からちょっとまだ検討している段階で、じゃあいつからほんならという形はちょっとお示しできないんですけども、早いうちに自由化に向けての入札等を考えていきたいと思っています。

○田原委員長 ほかに。

○石原委員 旧アルファビゼン市庁舎の問題について、確認をさせていただきたい。せんだっての一般質問で取り上げ、今後のことであったり、お尋ねをしたわけだが、質問の持ち時間終了間

際ちょっと市長の御答弁が長引き、時間も切れるという面もあったが、その終わり際の市長の答弁の中で合併特例債の活用を引き続き見込んで進めていく、その中の御答弁の中で合併特例債を活用する範囲のお話の中で、あちらの改修費用のみならずこちらの現庁舎の解体の費用のこともおっしゃられたが、確認ですが、合併特例債はこちらの庁舎、もし仮にですが、解体の場合には適用できるか。

○藤原総合政策部長 解体については基本的には合併特例債の対象にはならないということですので。

○石原委員 今、基本的にはというお答えだったが、例外もあるのか。

○河井財政課長 例えば旧アルファビゼンに移転した後、この地を何か合併特例債が適用されるような事業を行うのであれば解体費用も対象になる可能性はあるが、ただ単にここを残してしまうという形だけでは合併特例債は利用できないのではないかと考えています。

○石原委員 ちょっと私なりの解釈で、一般質問を聞いた時点では、市長何かおかしいのではないかという思いを持って聞いたわけだが、今の御答弁を伺えばこの後移った後、この場で合併特例のとにかく適用されるような事業を行えばあり得ると、使い得るということで認識しておきたいと思います。

引き続き比較検討のできる資料を現在作成中とのことだが、一つ議会議員の心構えとして時期的には大体どのあたりを、情報提示を見込んでおけばいいのか、現時点でいつごろというのがわかれば。

○藤原総合政策部長 今、内部で検討中であり、図面等はある程度できているが、どれだけの経費がかかるかという、これ結構時間を要するところがあるので、恐らく3月中にはちょっと無理だろうと思います。ということで、委員の皆様にお示しできるのは4月以降になろうかと思えます。意見聴取会についてもその後になってくるだろうと思います。

○石原委員 最初の計画案の提示が昨年5月議会の初日、全員協議会の場で提示がなされたが、今度の提示のイメージとしては全協という形ではなく、まずはこの総務産業委員会に情報を提示されると考えておればよろしいでしょうか。

○藤原総合政策部長 そのとおりです。

○石原委員 これも一般質問の確認ですが、あの内部を市民の方に、市有の財産が紛失しているわけだから、そういう状況を実際見ていただく機会をという投げかけをして、部長から警察と今後協議をしてという答えだったが、こちらもあくまで警察との協議でしょうが、現時点でいつごろには実現したいというか、実現できるという見込みがもしお答えできるようなものがあれば、公開についてですが。

○藤原総合政策部長 議員の皆様とか、意見聴取会で比較検討案をお示しできる時点で逮捕されていけば問題はないと思うが、逮捕が長引くということになると、やはりこの前一般質問で申し上げたように警察と協議したいと考えています。まだ、捜査は続いているようですので、そのあたりもあるので、まずは警察と協議していきたい。

○石原委員 公開については昨年9月の議会の一般質問でも取り上げさせていただいて、そのときは告訴後間なしということで当面は控えるというお答えだったが、警察の方にお話を伺えば、あくまでむやみやたらな立ち入りは問題だがしっかりと市職員が立ち会う形で規制をして公開するのであれば、公開するか否かは所有者である市の判断であり、捜査上は何ら問題はありませぬというようなお答えも一度いただいたことがあるので、しっかり協議ももう公開に向けて前向きに進めていただきたいと思います。

一般質問でも多くの議員が取り上げていたが、来る3月26日が監査の勧告に対するたしか回答の期限だったと思う。引き続き対応を協議されているとは思いますが、こちらもうイメージとしては3月26日が土曜日ですが、3月25日金曜日に何らか市としての対応が公表されるというイメージでいたらいいのか。

○藤原総合政策部長 現実的にはそうだろうと思います。何らかの対策を講じて、その後監査事務局へ報告ということになるので、恐らく26日の前には何らかの対策は講じるということになるかと思いますが。

○田原委員長 ちょっとかわってください。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 かわります。

○田原委員長 最終補正にも出ていないということは、勧告後に予算を提出しているわけだから、要するに払う手続が今されていないと解釈するが、実際どこが所管なのか。勧告に答える、要するに調定して請求金額をする職場は。

○藤原総合政策部長 アルファビルの関係ですと、契約管財課になろうかと思いますが。

○田原委員長 契約管財課ね。わかりました。

それから、さっきの公開の問題です。犯人が捕まれば見せてくれる、捕まらなかったら見せてくれないということは、工事ができないのではないかと。

○藤原総合政策部長 いやいや、逮捕いかんにかかわらず……。

○田原委員長 いかんにかかわらずできるわけですね。じゃあ、その判断は備前市の……。

○藤原総合政策部長 警察と協議しますと言っていますけど。

○田原委員長 警察と協議してするわけですね。そういうことですか。その辺ははっきりしてもらわないと、あなたたちは被害届と告訴は同じだとずっと言い続けてきたわけ。それで、途中で告訴したら再捜査を始めたわけ。それで、私たち何遍もあそこを見せてもらったではないですか。それが今になって見たらいけないと、立入禁止にしている、やはり被害届と盗難届とやはり告訴は違うという再認識をせざるを得ないと思うが、どうでしょう。

○藤原総合政策部長 やはり議会の議決は非常に重かったのではないかとというふうに私は考えています。

○田原委員長 いや、議決は重かった、要するにおざりな捜査しかしていなかった。再度厳しい捜査を今しているという受けとめ方ですよ。ということは、とりもなおさず被害届が156万

円であったということのためのことであって、やはり復旧費も1億円近いものが要するというその認識が変わったという気がするわけだが、その辺どうですか。

○藤原総合政策部長 経費についてはもう何回も申し上げているように、犯人が逮捕されれば請求をするということになるかと思えます。

○田原委員長 犯人が逮捕されたらということで、これは私たちも西岡市長にちょっとひっかかったわけだが、問題は今回の勧告でも不作為によって時効を想定しているのではないかというような勧告でした、監査委員の勧告は。あのときに不作為があつて1年間の間に賃貸借契約をしていた相手側に請求権がなくなったわけです、備前市は。その反省を私たち委員も、市も反省しないといけないわけだ。そのときにやはり被害届をちゃんと調べて借り主であるウエストジャパンに請求すべきだったわけです。それをしていないわけです。していないから、時効だから前回の監査請求が認められなかったわけです、裁判負けたわけですよ。その辺の反省を私たちはしないといけないです。にもかかわらず、いまだに被害額を算定しようとしらないというのは、やはりこれは私たちは恥ずかしいと思う、委員として。本当はその時点で、3カ月盗難届を出すのがおくれたのも、これも何か不審がある。それは仕方ないです。それでも盗難届を出した。それを1年間の間に請求しなかった、賃貸借契約で貸している相手側に直して返せという請求をしていないわけですよ。それが、今回一番大きな問題です。その反省のために、やはり被害額はちゃんと調査しないといけないということを私は常に言っている。今回の監査請求の勧告の中にも不作為をもって時効を目指しているという言葉が入ってしているのではないですか。入ってましよう、部長。やはりこの不作為というのは大いに我々委員もあなたたちも反省しないといけないのではないかと思います。いかがですか、退任間近にした御意見を一言聞かせてください。

○藤原総合政策部長 この勧告の内容を見てみると、覚書の有効性あるいは工事の施工方法の妥当性からこの請求に対する疑義を持ったこと云々と書いているので、この覚書の有効性とか工事の施工方法、これが妥当であったかどうかは市で今判断しているので、この判断……。

○田原委員長 そこまでさかのぼるわけ。

○藤原総合政策部長 ええ。この監査の勧告自体は一般的には債権はあるだろうということになっているが、市としてはこの覚書の有効性、工事の施工方法の妥当性、この辺をきちっと市として判断して、その結果どうするかというのを、市の態度を明らかにせよというような勧告であるので、それにのっとって26日までに監査事務局へ報告をするということです。

○田原委員長 監査委員の勧告をよく読んで、監査委員に不審を持たれないようないい解決をしてください。

終わります。

○川崎副委員長 はい、かわります。

〔委員長交代〕

○田原委員長 かわりました。

ほかにございませんか。

○河井財政課長 尾川委員から御質問をいただいていた機構改革の費用を御報告させていただきます。

27年4月のときには110万円程度経費がかかっています。

○尾川委員 今の110万円の算出根拠を教えてください。

○河井財政課長 内訳を申し上げますと、電算システム、こういったもので帳票類の改修が、若干名称が変わったりする関係でございます。これが約70万円。それから、電話の移設、新設、こういったものに約30万円少々、その他でゴム印、文書の収受印、検収印、支払い書等に使う検収印、こういった消耗品関係、看板系統の消耗品関係を足し上げて約110万円という状況です。

○田原委員長 ふるさと納税充当施策についての資料を、次の11日の委員会までに大丈夫ですか。

○河井財政課長 準備します。

○田原委員長 それでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、委員会を閉会します。

長時間御苦労さまでした。

午後5時13分 閉会